

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スナップ

特集Ⅰ

過去事象から教訓伝える

検索システムを現場教育に活用

名工建設

特集Ⅱ

航空業界から学ぶヒューマンエラー

チームワーク養う「CRM」

PwC総合研究所合同会社 佐藤 誠

ニュース

民間発注工事を調査へ

国交省 建設業の働き方改革で

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは

 0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2301

3

2018

1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21 山形会
社会保険労務士法人プログレス

代表 西村 吉則

ヘルメット着用の指示に反して頭を負傷

■ 災害のあらまし ■

C社は、一般住宅の新築およびリフォームを業としている中小零細の建設会社。下請け業務も多く、元請会社からの推進要請もあり、積極的に安全衛生活動に取り組んでいた。

木造家屋建築工事に従事していた入社間もない若手社員Aは、始業時のミーティングの際に指示されていたヘルメットを着用のうえ、しばらく作業を行っていた。しかし、夏場の気温上昇に耐えられず、午後にヘルメットを脱いで作業していたところ、木材の落下により頭を負傷してしまった。

■ 判断 ■

建設作業員として業務に従事していた際、ヘルメット着用の指示が徹底されていたにもかかわらず、それに反する行為を取っていたことによる災害であるが、法令に違反する「重大な過失」に該当するほどの行為とはいえ、業務上の災害と判断された。支給制限の対象にもなっていない。

■ 解説 ■

業務災害が認定されるためには、一次的に「業務遂行性」があり、二次的に「業務起因性」があることが条件となる。「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づき、使用者の支配下において負傷した場合のことをいい、「業務起因性」とは、業務と負傷との間に相当の因果関係があるかどうかをいう。今回のケースは、「業務遂行性」および「業務起因性」が存在することは論を俟たない。

◇事業主の危険防止義務

労働安全衛生法は、事業者に対して、さまざまな労働災害防止措置を講ずるよう

第262回

義務を課している。「事業者は、作業のため物体が飛来することより労働者に危険をおよぼすおそれのあるときは、飛来防止の設備を設け、労働者に保護具を使用させる等当該危険を防止するための措置を講じなければならない」と規定（安衛則第538条）している。

また、労働者にヘルメットの着用を義務付けなければならないことについては、「事業者は、船台の付近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者が作業を行っているところにおいて作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従事する労働者に保護帽を着用させなければならない」と規定（安衛則第539条第1項）している。

◇労働者の義務

一方、労働者には、事業者が行った措置や指示を順守しなければならない義務があり、「安衛則第539条第1項の作業に従事する労働者は、保護帽を着用しなければならない」と規定（安衛則539条第2項）している。

この規定を踏まえると、今回のケースのようにヘルメットの着用が義務付けられているにもかかわらず、労働者がヘルメット着用しなかったために負傷した場合、相当の過失が認められ、労働者の義務違反ということになってしまうが、業務の起因性の認定にまで影響を与えるものではない。したがって、「業務遂行性」および「業務起因性」が認められる以上、業務上災害と認定されることとなる。

◇支給制限

労災保険法第12条の2第1項において、「労働者が、故意に負傷、疾病、障害若しくは死亡又はその直接の原因となった事故



を生じさせたときは、政府は、保険給付を行わない」とし、第2項に「労働者が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は負傷、疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、政府は、保険給付の全部又は一部を行わないことができる」としている。

この規定は、業務とされない事故について確認的に定めたものであって、結果の発生を意図した故意によって事故を発生させたときは、当然業務外とするとしている。従って、労働者が結果発生を予見していても、業務との因果関係が認められる事故については、支給制限はないとしている。

また、第2項の「故意の犯罪行為」とは、事故の発生を意図した故意はないが、その原因となる犯罪行為が故意によるものであるとしている。本件のように被災の当日、暑熱によりたまたまヘルメットをかぶらなかった場合には、前述の解説のとおり支給制限を受けることはない。

◇SR アップ 21 : www.srup21.or.jp